

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年3月まで

私は、平成2年9月に、A社会保険事務所（当時）から未納の国民年金保険料に係る納付書2通（①昭和63年7月から平成元年3月までの保険料6万9,300円、使用期限2年10月31日、②元年4月から2年3月までの保険料9万6,000円、使用期限3年5月31日）が送られてきたので、親に現金20万円を工面してもらい、2年11月上旬に夫に付き添われて、A社会保険事務所の窓口で保険料を納付した。

また、納付書に記載されている金額を納めたところ、同事務所から手書きの領収書を1枚受け取ったことも覚えている。

それにもかかわらず、私の国民年金保険料が未納となっていることに納付できないので、申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間に係る2通の「納付書・領収証書」様式（3枚複写式）により、当該納付書は、平成2年9月5日に発行されたことが確認でき、申立人がA社会保険事務所に出向いたとする同年11月上旬において、申立期間のうち、昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料の納付期限内であることから、保険料を納付することは可能であった。

また、A年金事務所に、当時の過年度保険料の納付に係る取扱いについて照会したところ、「社会保険事務所（当時）の窓口では、過年度、前納、追納保険料の収納業務を行っており、過年度保険料は、社会保険事

務所の窓口で現金により収納が可能であった。当時は、納付書・領収証書を使用した収納は行っておらず、現金領収証書（原符）により収納を行っていた。」と回答している上、申立期間当時、A社会保険事務所で国民年金業務を担当していた元職員は、「社会保険事務所の窓口に通年度保険料の納付書を持参して保険料を納付した場合には、当該納付書は使用せず、手書きの現金領収証書を作成し交付していた。」と供述していることから、申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立人の母親は、「私の夫は、自分の国民年金保険料を納めなかったことを悔いており、娘（申立人）には、自分のような無年金者になってほしくないとの思いから、家中のお金をかき集めて、現金20万円を娘のもとに届けた。娘も父親の気持ちに応じて保険料を納付してきたと報告していたことを覚えている。」と証言しており、申立人の夫は、「平成2年11月上旬に、自分が車を運転してA社会保険事務所まで妻（申立人）を連れて行った記憶がある。」と供述しているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、平成2年4月分からの保険料を同年8月から納付し始めており、申立人が父親の意向を踏まえ、同年5月の婚姻を機に未納保険料の解消に努め始めていたことがうかがわれる。

これらの国民年金保険料納付の経緯及び保険料の出所等に関する申立人、その夫及び申立人の母親の供述は具体的であり、信憑^{びよう}性が認められる。

一方、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成2年11月上旬において、申立期間のうち、昭和63年7月から同年9月までの保険料については、既に時効により納付することはできなかったものと考えられる。

また、A年金事務所では、「納付期限（平成2年10月31日）を経過した期間（昭和63年7月から同年9月まで）が、既に保険料債権の時効により消滅していたことから、社会保険事務所において、平成2年11月以降に申立期間の全ての保険料を納付することは不可能である。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和63年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

申立期間当時のA事業は景気も良く、家族の国民年金保険料を納付してくれていた亡き父が、私の母及び妻の保険料を納付しているにもかかわらず、私の申立期間の保険料のみが未納であることに納得できないので、確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、通算で16年間の前納期間がある。

また、申立人及び家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、自分自身は明治生まれで国民年金への加入歴は無いものの、申立期間の直前に婚姻した申立人の妻の未納保険料を一括納付し、その後の保険料も全て納付している上、申立人の母親の保険料も加入当初の1年間を除き全て納付していることから、その父親の国民年金に対する理解及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和47年8月19日以降に払い出され、B市の国民年金被保険者名簿により同年*月*日に被保険者資格を取得していることから、20歳を契機に払い出されたものと推認されるところ、同国民年金被保険者名簿から、申立人の同年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料は、49年4月3日に一括して過年度納付されており、当該納付時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった上、同年4月から同年6月までの期間の保険料は同年6月25日に現年度納付されており、当該納付時

点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であったことから、国民年金に対する理解及び保険料の納付意識の高かった申立人の亡き父親が、現年度納付又は過年度納付のいずれも可能であった申立人の申立期間の保険料のみを未納とするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間当時、家業のA事業は景気も良く、経営状態も良好であった上、申立人は中学卒業後一貫して家業に従事しており、特に生活環境の変化も無かったとしており、申立人の申立期間における国民年金保険料のみを納付できなかったとする特段の事情もうかがわれな

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月、50年4月から同年10月までの期間、51年3月から同年11月までの期間及び52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月
② 昭和50年4月から同年10月まで
③ 昭和51年3月から同年11月まで
④ 昭和52年3月

申立期間の国民年金保険料について、日本年金機構から納付事実が確認できない旨回答があった。

しかし、私の申立期間の国民年金保険料については、父か母が納付していたはずである。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父か母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は父か母が納付していたはずである。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和50年4月23日以降に払い出され、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿から49年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間①については、オンライン記録から、平成元年1月12日に被保険者資格取得日を昭和49年3月27日に記録訂正したことにより発生した未納期間であり、当該記録訂正時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付できなかったものと推認される。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和50年

4月に49年4月から50年3月までの保険料を納付し、55年4月1日以降に52年8月以後の保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を納付した形跡は見られない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする父親及び母親は既に他界している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人は、昭和59年まで、他市町村への住所変更を行っていないことが戸籍の附票から確認できるなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人及び申立人の亡き父親及び母親が全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年頃から 45 年頃まで

私は、A 県から B 県へ転居してきた昭和 44 年頃から 45 年頃までの 2 年間、C 社（名称変更後は、D 社）の E 業務として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

当時、一緒に勤務していた人の名前を挙げるので、申立期間の厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 社は、昭和 45 年 8 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 44 年頃から 45 年 8 月 16 日までは、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、D 社の親会社である F 社は、「D 社に、申立期間当時の賃金台帳、出勤簿等を確認させたが関係資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚二人は、「申立人のことは覚えているが、いつ頃勤務していたかは覚えていない。」とし、そのうち一人は、「昭和 44 年頃は、C 社が建設前か建設中だと思う。また、勤めてから何か月後に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述し、元代表取締役は、「申立人のことは覚えていない。C 社は、45 年 8 月から営業が開始された。」

と供述している上、別の元従業員二人は、いずれも「申立人のことは覚えていない。C社では、入社後1か月から6か月くらい厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が名前を挙げた元同僚二人は、昭和45年4月21日からC社における雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

その上、C社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①について、標準報酬月額が 5 万 6,000 円と書かれているが、6 万円だったはずである。給料は年々定期昇給し、ベースアップされており給料の減額はあり得ない。

申立期間②について、標準報酬月額が 3 万 3,000 円と書かれているが、6 万円だったはずである。給料の減額は考えられない。標準報酬月額 3 万 3,000 円は、昭和 36 年当時の額であり、絶対に相違している。

以上、申立期間①及び②は、当時、A 社各支店の庶務担当者が手計算で給料を計算していた。担当者の転勤、店内係の交替も時々あり、その後は本部で一括管理になりシステムが変更された。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、「申立期間①の給料は年々定期昇給し、ベースアップされており、減額はあり得ない。申立期間②の標準報酬月額は昭和 36 年当時の額であり、絶対相違している。」と申し立てている。

しかしながら、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を所持していない上、A 社は、「昭和 40 年当時の賃金台帳の写しや厚生年金保険に係る資格取得・喪失届の関係書類は、保存期間経過により確認できない。」と回答し、B 健康保険組合は、「当組合で管理している台帳は、昭和 63 年 10 月以降のもので被保険者に係る異動資料は現存し

ない。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

申立期間①について、A社C支店における元同僚のオンライン記録により、昭和40年7月1日に標準報酬月額が6万円（当時の上限額）になった者が申立人を含め7人確認でき、申立人のみが同年10月1日に5万6,000円に変更となり、他の者は6万円の標準報酬月額のまま資格喪失していることが確認できるものの、連絡の取れた元同僚3人は、「申立人の給料がなぜ低くなったのかは分からない。当時の事務担当者の名前も覚えていない。」と供述しており、申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社D支店の資格取得時（昭和41年4月1日）の標準報酬月額は3万3,000円であり、その後同年7月1日に月額変更により6万円に変更されていることが確認できるところ、当該支店では、申立人と同様に資格取得月から3か月後に標準報酬月額が変更されている者が40年から43年までの期間に、15人確認できることから、当該支店では、資格取得月からの月額変更届出による標準報酬月額の変更を行っていたことが考えられる上、申立人のみが同僚の取扱いと異なっていた事情は見当たらない。

また、A社D支店において、庶務担当をしていた者は、「当時の具体的なことはほとんど忘れてしまった。」と供述し、他の元同僚4人からも申立てを裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立人の標準報酬月額の記録は、遡って訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 24 日から 18 年 5 月 24 日まで
申立期間について、ねんきん定期便を見たところ標準報酬月額が 15 万円となっていたが、実際は 24 万円ぐらいだったと思う。厚生年金保険料についてもっと引かれていたと思う。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正してほしい旨申し立てしているところ、公共職業安定所から回答のあった申立事業所の退職時の失業給付に係る賃金日額により、退職直前の平均の賃金月額は 28 万 4,700 円と推認される。

しかしながら、A社から提出された「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は平成 17 年 10 月 24 日に被保険者資格を取得し、標準報酬月額は 15 万円として届けられていることが確認でき、当該事業所は、「保険料は 15 万円で間違いなく納付している。」と回答している上、当該記録は、オンライン記録及び当該事業所が加入しているB健康保険組合の標準報酬月額の記録と一致している。

また、B健康保険組合から聴取したところ、「申立人は被保険者資格の喪失時に任意継続を行った記録があり、当時の任意継続保険料は月額 1 万 200 円、健康保険の料率は 1000 分の 68 である。」と供述していることから、申立人の資格喪失時の標準報酬月額は 15 万円であると推認される。

さらに、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保有しておらず、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することは

できない。

加えて、申立人の標準報酬月額記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年11月頃から19年11月25日まで
② 昭和20年3月24日から同年7月20日まで
③ 昭和22年4月頃から24年5月1日まで
④ 昭和24年6月19日から同年9月1日まで

私は、昭和18年11月頃から20年8月頃まで、A市のB社が所有するC丸にD業務として乗船し、船員保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、同社での加入記録が無いことに納得できない。また、22年4月頃から24年5月1日までの期間及び同年6月19日から同年9月1日までの期間について、E地内にあったF社及びG社にH業務として勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、いずれの会社にも加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の業務に関する具体的な記憶から勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間頃、B社が所有する船舶に乗船していたこととはうかがわれる。

しかしながら、申立人は、船員手帳を所持していない上、当該事業所の事業主、事務担当者及び上司、同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立期間当時の勤務実態及び船員保険の取扱い等について、関連資料及び証言を得ることはできない。

また、当該事業所は、昭和25年6月30日に船員保険の適用事業所とな

くなっている上、26年7月23日に解散しており、当時の事業主の所在も確認できないことから、申立期間当時の勤務実態及び船員保険の取扱い等について、関連資料及び証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所の船員保険被保険者名簿を確認したが、C丸の名称及び申立人の氏名は無く、船員保険の整理番号に欠番も無い上、当該被保険者名簿からはC丸に乗船していたとする元船員を特定することはできず、申立てを裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③及び④について、申立人の業務に関する具体的な記憶、F社及びG社の「申立期間頃、E地内で工事を行っていた記録はある。」との回答により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間頃、両社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、F社及びG社は、「人事記録、雇用契約及び社会保険関係書類は既に廃棄しており、申立人の、申立期間当時の在籍の有無、厚生年金保険への加入手続、厚生年金保険料の控除、納付について確認することができないため、全て不明である。また、当時の厚生年金保険への加入は支店ごとであった。」と回答している上、申立人は、両社の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について、関連資料及び証言を得ることはできない。

また、オンライン記録により、F社及びG社は、本社のほかにそれぞれI支店が厚生年金保険の適用事業所として確認できるところ、J国民健康保険組合K事務所及び同L事務所では、「申立期間当時における申立人の加入の事実は確認できなかった。」と回答している。

さらに、F社、同社I支店及びG社、同社I支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、当該被保険者名簿からは申立人が勤務したとする事業所及び元従業員を特定することはできず、申立てを裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
② 昭和 49 年 10 月 26 日から 50 年 5 月 1 日
ま
で

申立期間①及び②について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、私は申立期間①はA社に勤務し、退職時に健康保険証を返納した記憶があるので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。申立期間②について、年金事務所の記録では、B社で2度厚生年金保険の記録が欠落している。1度目の欠落は記憶にあるが、2度目については厚生年金保険の資格を喪失した記憶が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務に関する具体的な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた元同僚6人のうち、連絡の取れた二人のうち一人は、「申立人についてははっきり記憶していない。私は、当該事業所で最初の4年間くらい厚生年金保険に加入していなかった。」と供述し、他の一人は、「申立人のことははっきり分からない。当該事業所では、厚生年金保険に加入するかしないかは各従業員の意思で決めていたと記憶している。」と供述しているほか、オンライン記録により連絡の取れた元従業員6人のうち、一人は、「当該事業所では試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述し、3人は、「厚

生年金保険の資格取得日は実際の入社日より遅かったと思う。」と供述していることから、当該事業所では、必ずしも採用時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は、昭和 44 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人が名前を挙げた元同僚 3 人のうち連絡の取れた一人は、申立人と同様に厚生年金保険に未加入となっているところ、当該同僚は、「申立人のことは覚えているが、申立人が申立期間②について厚生年金保険に加入していたかどうかについては覚えていない。私は、申立期間②については雇用保険の失業給付を受給していた。」と供述している上、オンライン記録により連絡の取れた元従業員二人は、「申立人のことはよく覚えていない。私は、冬期間などの閑散期は雇用保険の失業給付を受給していたと記憶しているので、冬期間に厚生年金保険の未加入期間があることに納得している。」と供述している。

また、B 社は、平成 18 年 1 月 31 日に解散し、同年 2 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に照会したが、「関連資料は何も残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和 49 年 10 月 26 日に健康保険任意継続の届出を行った記録が確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における資格喪失日は昭和 49 年 10 月 25 日であることが確認でき、これは厚生年金保険の加入記録と一致している。

その上、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 744 (事案 178 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 26 日から 49 年 1 月 7 日まで
申立期間について、A社(現在は、B社)に継続して勤務していたので、厚生年金保険に加入しているはずである。今回、新たな証言者を二人追加したので、もう一度確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、一緒に勤務していた同僚の証言により推認することはできるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) 申立人が勤務していたと証言している同僚からは、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できないこと、iii) 事業を継承したB社の担当者は、「申立期間当時の資料は廃棄されており、確認することはできない。」旨の回答をしているほか、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いこと、iv) 雇用保険被保険者記録を見ると、申立人は同事業所において昭和 46 年 1 月 1 日に資格取得し、47 年 7 月 25 日に資格喪失しており、その後 48 年 11 月 12 日に資格を再取得していることが確認できることなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は証言者として新たな元同僚二人の名前を挙げているものの、元同僚はいずれも「申立人が勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険料の控除については分からない。」とし、その

うち一人は、「自分はC業務で勤務時間が短いので、厚生年金保険には加入していないと思う。」、他の一人は、「経営が苦しい時期もあり、ボーナスの半分を現物支給したこともあった。」と供述しており、当該供述からは保険料控除を裏付ける新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。